

海外では依然として口蹄疫が発生しています！

防疫対策の強化と海外渡航の自粛を！

国内での口蹄疫の発生は平成22年8月以降確認されておりませんが、ロシアや中国をはじめとした日本の近隣諸国においては、引き続き発生が認められていることから、日本への口蹄疫ウイルスの侵入リスクは依然高い状況にあると考えられます。**引き続き、飼養衛生管理基準を遵守し、口蹄疫ウイルスの侵入防止について、再度ご確認をお願いします。**

また、口蹄疫が発生している国（中国、韓国、ロシア、モンゴル、台湾など）への渡航については、可能な限り自粛をお願いします。

仮に、渡航する場合には、次の点に留意してください。

1 渡航に当たっての留意事項

- (1) 農場やと畜場などの畜産関連施設に立ち入らないこと。
- (2) 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- (3) 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

2 帰国後の留意事項

- (1) 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らないこと。
- (2) 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。

また、口蹄疫の特定症状を発見したときは、すぐにご連絡を！（裏面参照）

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL : 0463-58-0152 FAX : 0463-58-5679

<西部出張所>（足柄上合同庁舎第2別館3階）

〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島 2489-2

TEL : 0465-83-3003 FAX : 0465-82-6330

口蹄疫の特定症状

家畜伝染病予防法では、次の口蹄疫の特定症状を呈している家畜を発見したときは、遅滞なく、家畜保健衛生所へ通報するよう規定されています。

牛・水牛・めん羊・山羊・豚・いのしし・鹿の場合、次の1～3のいずれかの症状を呈していること。

1 次のいずれにも該当すること。

(1) 39.0度以上の発熱があること。

(2) 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下、または泌乳の停止があること。

(3) 口腔内等(※)に水疱等(※)があること。

◎ 鹿の場合は、(1)・(3)に該当すること。

2 同一の畜房内(1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内)において、複数の家畜の口腔内等に水泡等があること。

3 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合は、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜)が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

◎ ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らか場合は、この限りではない。

※ 口腔内等…口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房

※ 水疱等…水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕(外傷に起因するものを除く。)